

令和4年度消防団・自主防災組織等連携促進支援事業 募集要綱

令和4年3月11日

消防庁地域防災室

1. 趣旨

地域防災力の向上を図るため、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（以下、「地域防災力充実強化法」という。）第7条第2項に規定する、地区防災計画を策定した地区において定めるべき具体的事業計画に基づく取組や、消防団、自主防災組織、女性防火クラブ又は少年消防クラブが、組織の枠を超え、他の防災組織等と連携して行う防災活動の促進を図ることを目的とする取組を募集する。

提案された中で、先進的な事例と認められた取組については、当庁が、当該取組を「委託事業」として採択し、委託金の支出を行う。また、採択された事例は、蓄積するとともに、当庁ホームページ等により掲載する。

2. 応募団体

都道府県及び市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。以下「団体」という。）

3. 募集する提案

(1) 委託事業の内容

- ① 地域防災力充実強化法第7条第2項に規定する、地区防災計画を策定した地区において定めるべき具体的事業計画に基づく取組（令和4年度までに具体的事業計画を策定する予定である場合には、当該計画に位置付けることを予定して策定前から実施する取組も含む。）
- ② 消防団、自主防災組織、女性防火クラブ又は少年消防クラブが、組織の枠を超え、他の防災組織等と連携して行う防災活動の促進を図ることを目的とする取組。（必ず消防団、自主防災組織、女性防火クラブ又は少年消防クラブが参加するものであって、他の防災組織等と連携されていることが分かる内容であること。別添資料に記載されている取組の事例も参照されたい。事例と同内容とするのではなく、地域の実情に応じた独自の取組を記載すること。複数の取組を組み合わせて実施するものや、複数の団体が共同して実施する取組を記載することも可能。）

なお、自主防災組織同士の連絡協議会を設立する事業は、「自主防災組織の連絡協議会の設立支援事業」の対象とし、募集の対象としない。

また、自主防災組織等が実施する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に対する防災教育についても、「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和3年12月1日付け通知）のとおり、「消防団の

力向上モデル事業」の対象とし、募集の対象としない。

(2) 委託金額、採用数等

委託金額は、「様式1 提案書」の「3 概算見積額」に記載する必要経費概算額の範囲内とし、事業実施後に実際に要した経費に対して、委託金の支出による精算を行うものとする。事業1件当たりの委託金は、下限額が50万円、上限額が200万円である。ただし、事業の採択数、予算状況等により変更することがある。上限額を超過した分は、団体の財源により経費を負担すること。

(3) 委託対象となる経費

委託対象経費の範囲は、別紙に掲げる項目に限る。

なお、団体の職員、消防団、自主防災組織及び他の防災組織等の人件費、施設整備費、営利のみを目的とした取組に係る経費、委託期間に実施されない取組に係る経費、国等による補助金や委託費等が別途支給されている取組に係る経費等は対象の範囲外とする。

また、資機材や消耗品等といった物品の購入のみの事業は募集の対象としない。

(4) 委託対象となる事業の実施期間

本事業で実施する取組は、委託契約の日から令和5年2月28日（火）までに終了するものとする。

(5) 事業の委託等

事業を受託する団体は、当該業務のうち事業運営方針の決定、進行管理等といった事業の根幹に係る業務について、第三者へ委託し、又は請け負わせてはならないこととする。

なお、事業の根幹に関わらない業務であって、委託し、又は請け負わせることが合理的と認められる業務については委託し、又は請け負わせることが可能である。委託し、又は請け負わせる場合、団体は、委託し、又は請け負わせる相手方の名称等（住所、氏名、委託し、又は請け負わせる業務の範囲、必要性及び契約金額）について事前に当庁に申請し、当該相手方の選定に用いた仕様書を併せて当庁に提出する。

当庁は、委託し、又は請け負わせる合理的理由、相手方の業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査した上で、承認を行う。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、上記の申請及び提出は不要である。

- ① 委託し、又は請け負わせる金額が50万円（契約上の委託金額が100万円未満の場合は、当該委託額の2分の1の額）を超えない場合
- ② 本事業の「(様式2) 消防団・自主防災組織等連携促進支援事業 概算見積額」において、予め委託し、又は請け負わせる相手方が明示されている場合

(6) 選定方法、選定基準

委託事業の選定は、次に掲げる選定基準を総合的に勘案し、当庁において行う。なお、各団体への知識や手法などの蓄積の観点から、第三者へ委託、又は請け負わせる割合が高い提案については、評価が低くなることがあるので留意されたい。

① 具体的事業計画に基づく取組

- ・ 地区防災計画を策定した地区において定めるべき具体的事業計画に基づく取組であるか。
- ・ 具体的事業計画を令和4年度中に策定する予定である場合には、当該計画の策定見込みが確実なものであるか。

② 先進性・モデル性

- ・ 先進的な発想や手法を活用した取組であるか。
- ・ 他の地域でも実施することが可能な手法で実施され、同様の事業効果が見込まれるような事業であるか。

(なお、具体的事業計画に基づく取組、外国人や高齢者に災害情報を効果的に伝達するための連携、地域の防災リーダーの育成、少年消防クラブの新設など人材育成の取組については積極的に評価する。)

③ 継続性・発展性

- ・ 取組の内容が一過性のものでなく、将来にわたり継続的に実施することが可能なものであるか。
- ・ 委託調査で抽出した課題を検証し、取組の改善・発展につなげることができるか。

(地域の関係者が主体となった実施体制の構築がなされており、多様な連携先を確保しているものについては積極的に評価する。)

④ 事業の効果・効率性

- ・ 地域の防災上の課題に対し、効果的な発想や手法を活用した取組であるか。
- ・ 経費の積算が適切であるか。

(定量的な評価指標が設定されており、達成の見込みの高いものについては積極的に評価する。)

⑤ 事業の計画性

- ・取組の実施計画に無理がなく、実現可能なものとなっているか。

(7) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を依頼し、ヒアリングを実施することがある。

また、委託先の決定後、必要に応じて委託契約の締結時までには当庁と当該委託先である団体との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

(8) 注意事項

- ・「(3) 委託対象となる経費」については、具体的な発注先、内容等を当庁と協議すること。
- ・委託契約締結後、事業内容に変更が生じた場合は、計画していた事業経費が認められないことがあるため、速やかに当庁と協議すること。

4. 提出書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

- ① 様式1 (Word形式) : 提案書
- ② 様式2 (Excel形式) : 概算見積額
- ③ 様式3 (Excel形式) : 事業実施計画工程表
- ④ 様式4 (PowerPoint形式) : 事業概要図
- ⑤ 補足資料 (様式自由) : 提案を補足する資料があれば、適宜添付すること。

5. 募集期間・提出方法

(募集期間)

- ・募集開始の日から令和4年4月22日(金)までの間に提出すること。

(提出方法)

- ・市町村からの提案については各都道府県でとりまとめの上、各都道府県が提出すること。
- ・提出後、提案内容に変更が生じた場合は、直ちに下記の問い合わせ先に連絡すること。
- ・提出書類は、消防庁国民保護・防災部地域防災室住民防災係に1部郵送するとともに、様式1から様式4及び補足資料は、併せて電子ファ

イルをメールにて同係に提出すること。

6. 応募後の手続とスケジュール

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

(追加資料の提出及びヒアリングの実施)

- ・募集期間終了後に、提案内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じて追加資料の提出やヒアリングの実施を求めることがある。

(選定)

- ・選定基準を総合的に勘案し、当庁において行う（選定の結果は令和4年5月下旬頃に連絡する予定）。

(契約締結)

- ・選定された提案の応募者（委託先団体）との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

(報告等)

- ・令和5年3月6日（月）までに調査報告書等を提出すること。具体的には「7. 提出物」を参照されたい。なお、当庁は必要に応じて中間報告等を求めることができるものとし、その場合は別途様式を示すものとする。

(進捗状況の確認)

- ・本事業実施中に当庁による進捗状況の確認（現地視察）を行うことがある。実施する日程については、別途当庁と協議するものとする。

7. 提出物

(1) 調査報告書等

本調査の成果物を以下のとおり作成することとする。

- ① 成果報告書及び実績報告書 1部（原本1部）
指定の様式を使用すること。
- ② 作業上作成した資料 1部
- ③ 上記①②を電子化したもの

(2) 提出先

消防庁国民保護・防災部地域防災室住民防災係

(3) 提出期限

令和5年3月6日（月）必着

8 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室住民防災係（担当：中澤）

住 所：〒100-8927 千代田区霞が関 2-1-2

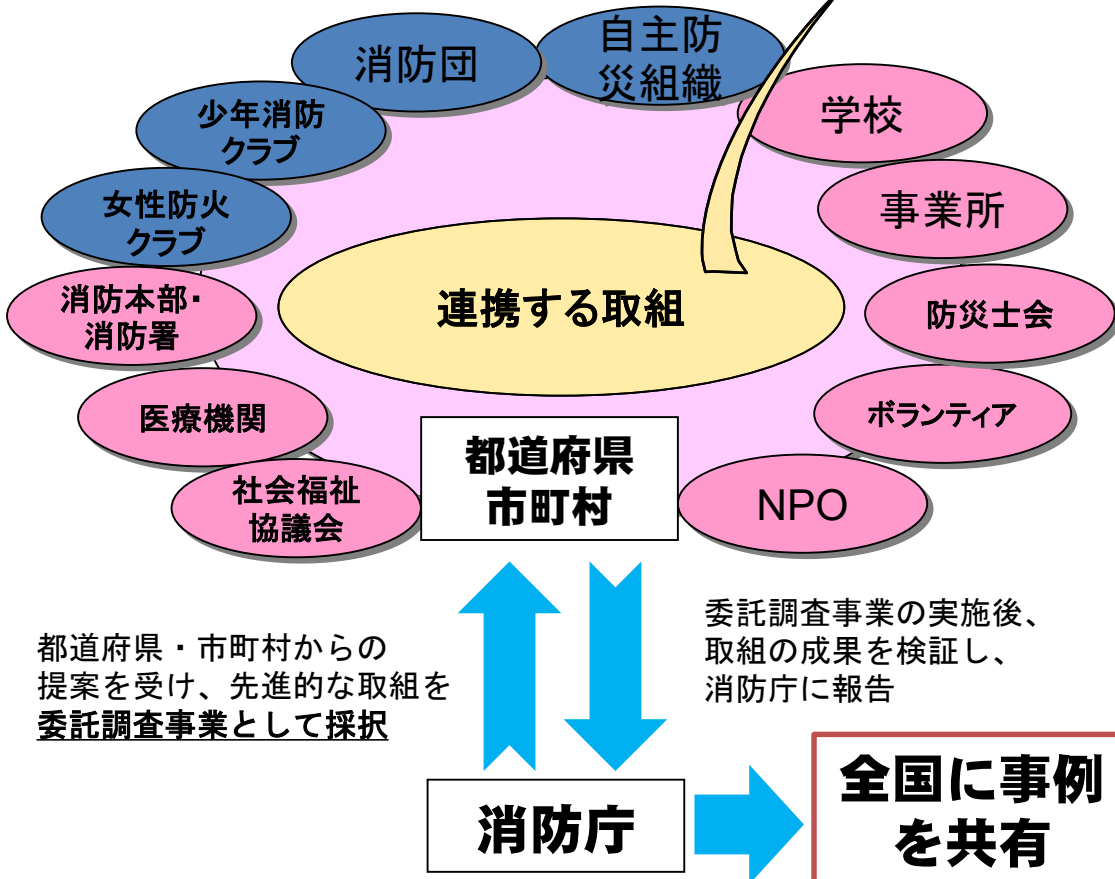
T E L：03-5253-7561（直通）

E-mail：chiikibousai@ml.soumu.go.jp

【趣旨及び事業内容】

地区防災計画を策定した地区において定めるべき具体的事業計画（地域防災力充実強化法第7条第2項）に基づく事業や、消防団、自主防災組織、女性防火クラブ又は少年消防クラブが地域の防災組織等と連携して行う事業を支援し、消防団の充実強化、地域防災力の向上を図る。

【事業スキーム】



- ①具体的事業計画(充実強化法第7条第2項)に基づく事業
- ②消防団、自主防災組織が地域の防災組織等と連携して行う事業(対象事業の例)

- ・ 感染症対策を踏まえた避難所運営合同訓練の実施(訓練の実施に伴い、マスク、消毒液、体温計、パーティションを、感染症対策として備蓄すること等を含む。)
- ・ 消防団員が指導する立場で住民等に対して訓練や研修等を実施
- ・ 具体的事業計画に基づく取組
- ・ 消防団、住民、事業者等で構成される協議会等の設立・運営
- ・ 自主防災組織の設立支援
- ・ 女性防火クラブの設立支援
- ・ 少年消防クラブの設立支援
- ・ 女性防火クラブ等による火災予防啓発活動
- ・ 防災マップの作成
- ・ 自主防災組織等への加入促進のためのPR活動
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災教育の実施(防災講演会、リーダーの育成をはじめとする防災研修会 等)
- ※自主防災組織等が実施する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に対する防災教育については、「消防団の力向上モデル事業」の対象とし、本事業では対象外
- ・ 防災資機材の整備
- ※資機材や消耗品等の物品の購入のみの事業は不可



委託対象経費の範囲

項目	説明
諸謝金	委託事業の実施に直接必要な講師やアドバイザー等の外部有識者の謝礼に要する経費
旅費	委託事業の実施に直接必要な講師やアドバイザー等の外部有識者の旅費に要する経費
需用費	委託事業の実施に直接必要な資機材や消耗品等の購入、調査報告書の印刷製本に要する経費 ※1品目あたりの取得価格が50万円未満のものに限る。
役務費	委託事業の実施に直接必要な郵便、運搬、電話及びインターネット等の通信に要する経費
会議費	委託事業の実施に直接必要な会議の資料作成等の会議の開催に要する経費
使用料及び賃借料	委託事業の実施に直接必要な会議や訓練の会場借上等の使用又は賃借に要する経費
委託費	委託事業の実施に直接必要な調査等の委託に要する経費 ※再委託の金額が50万円(契約上の委託額が100万円未満の場合は、当該委託額の2分の1の額)を超える場合は、再委託の承認を受ける必要があるので留意すること。
その他経費	以上の各経費のほか、委託事業を実施するために特に必要と認められる経費

【想定事例】

1) 感染症対策を踏まえた避難所運営合同訓練

事業の背景・目的

- 災害時の避難所運営については、これまで感染症対策の観点が不十分であったが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、感染症対策を踏まえた避難所運営を想定することが必要不可欠となっている。

事業の内容

- 1 合同訓練の冒頭に、感染症の専門家による研修会を実施。
- 2 その後、1人当たりのスペースを十分に確保した避難所運営合同訓練を実施。避難所入り口において、手洗い、消毒、マスクの着用、検温の徹底を動線を意識して実践。
- 3 合同訓練の後、参加者及び感染症の専門家による振り返りや課題の抽出。

見込まれる事業の成果等

- 市町村、消防団、自主防災組織、小学校等が合同で訓練したことにより、感染症対策に関する共通認識が醸成されることが見込まれる。
- これまで全く備蓄してこなかったマスク、消毒液及び体温計等を購入するとともに、パーティションの整備により間仕切りが可能となり、感染症に備える体制を整備できることが見込まれる。
今後は、本事業による取組を本市の他地区に広げていく見込み。

事業費

- 合同訓練実施等に係る経費
(想定される費目)
 - ・ 会議費（事前・事後の打合せ）
 - ・ 講師の旅費、諸謝金
 - ・ マスク
 - ・ 消毒液
 - ・ 体温計
 - ・ パーティション
 - ・ 組立式仮設トイレ
 - ・ 報告書作成費

【想定事例】

2) 女性の視点を取り入れた男女共同参画による自主防災組織の避難所運営訓練の事例

事業の背景・目的

- 自主防災組織の役員が男性で、女性が活動内容を積極的に提案できなかった。また、高齢化も進み、防災訓練の内容も前年度までの踏襲となっていた。
- また、避難所運営にあたって、女性の役割は炊事、掃除、救護など特定の活動に限定されることから訓練に参加する女性が年々減少していた。そのため、女性が訓練の内容を提案したり、リーダーとして避難所の運営に携わるなど主体的に参加する環境を整備する必要があった。

事業の内容

- 1 自主防災組織や女性防火クラブ、小学校のPTAの女性を対象とした防災研修会を実施し、その中で、ワークショップや避難所運営ゲーム、自主防災組織の役員との意見交換を行う。
- 2 研修会終了後、役員との意見交換で出された女性の意見を反映して避難所運営訓練を実施する。

見込まれる事業の成果等

- 自主防災組織の役員との意見交換で出された女性専用更衣室や授乳室の整備などの女性の提案を通じて、組織内において男女の相互理解が促進され、訓練への女性の参加率が向上するとともに、役員への女性の登用も進み、女性が避難所運営の指導的役割を果たすなどの成果が得られる見込み。

事業費

- セミナーの開催経費
 - ・ 講師の旅費、諸謝金
 - ・ 会場の借り上げ費
 - ・ 研修会の教材作成費

【想定事例】

3) 地域主導の避難所運営体制を構築するため学校区単位の自主防災組織を設立したモデル事例

事業の背景・目的

- 熊本地震発生時、地域が主体となった避難所運営体制が構築されていなかったため、多数の自治体職員が避難所運営業務に従事せざるを得なかった。
- そのため、指定避難所となる小学校区単位の自主防災組織を設立し、地域が主体となった避難所運営体制を構築する。

事業の内容

- 1 避難所運営に携わった住民を中心に、自治会長、民生委員、教職員、福祉施設職員を構成員とする小学校区単位の自主防災組織を設立。
- 2 設立した自主防災組織が、地元の大学、ボランティア団体、行政等と共に、熊本地震の経験等を参考に、避難所の運営体制、運営方法等に関するワークショップを開催。
- 3 実際に指定避難所となる小学校を訪問し、避難所レイアウトの確認や食事の提供方法の確認などを実施。

見込まれる事業の成果等

- 地域主導の避難所運営体制が構築されたことで、今後発生が想定される災害時において、行政がより災害応急・復旧業務に専念できる環境が整備されることが見込まれる。
- 自主防災組織主導の避難所運営体制の構築が他の地域で進展することにより、避難所運営に携わる自治体職員を再配置することも可能になる見込み。

事業費

- ワークショップ開催経費
 - ・ワークショップ講師旅費
 - ・会議費（資料印刷代等）
 - ・委託費（大学）
- 自主防災組織設営経費
 - ・装備品（ヘルメット、帽子等）、防災資機材（簡易無線機）

【想定事例】

4) 地域防災の担い手を育成するため少年消防クラブを設立したモデル事例

事業の背景・目的

- 地域の過疎高齢化が進行し、自主防災組織や消防団の担い手が減少している。
- そのため、少年消防クラブを設立し、次代を担う子ども達への防災教育を通じ、防災への関心を高め、地域防災の担い手育成を図る。

事業の内容

- 1 消防団（消防署）、学校、自主防災組織（自治会）が連携し、町単位の少年消防クラブを結成。
- 2 結成された少年消防クラブに対し、消防団の指導の下、規律訓練等を実施するほか、ワークショップにより自主防災組織等と連携し、地域のハザードマップ作り等を実施。

見込まれる事業の成果等

- クラブ員の防災意識や知識が向上、クラブの存在や活動が認知されたことにより、地域住民の防災意識の向上も見られる見込み。
- 他の児童、生徒に対する刺激は大きく、今後、クラブへの新規加入が期待され、次代を担う消防団員や防災リーダーとして活躍が期待される見込み。

事業費

- 少年消防クラブ設営経費
 - ・クラブ員の活動服、クラブ旗
- 会議費
 - ・研修等に係る資料作成